



和漢三百方据古早第二

改正

地方大成

二

明

W3

雜

117

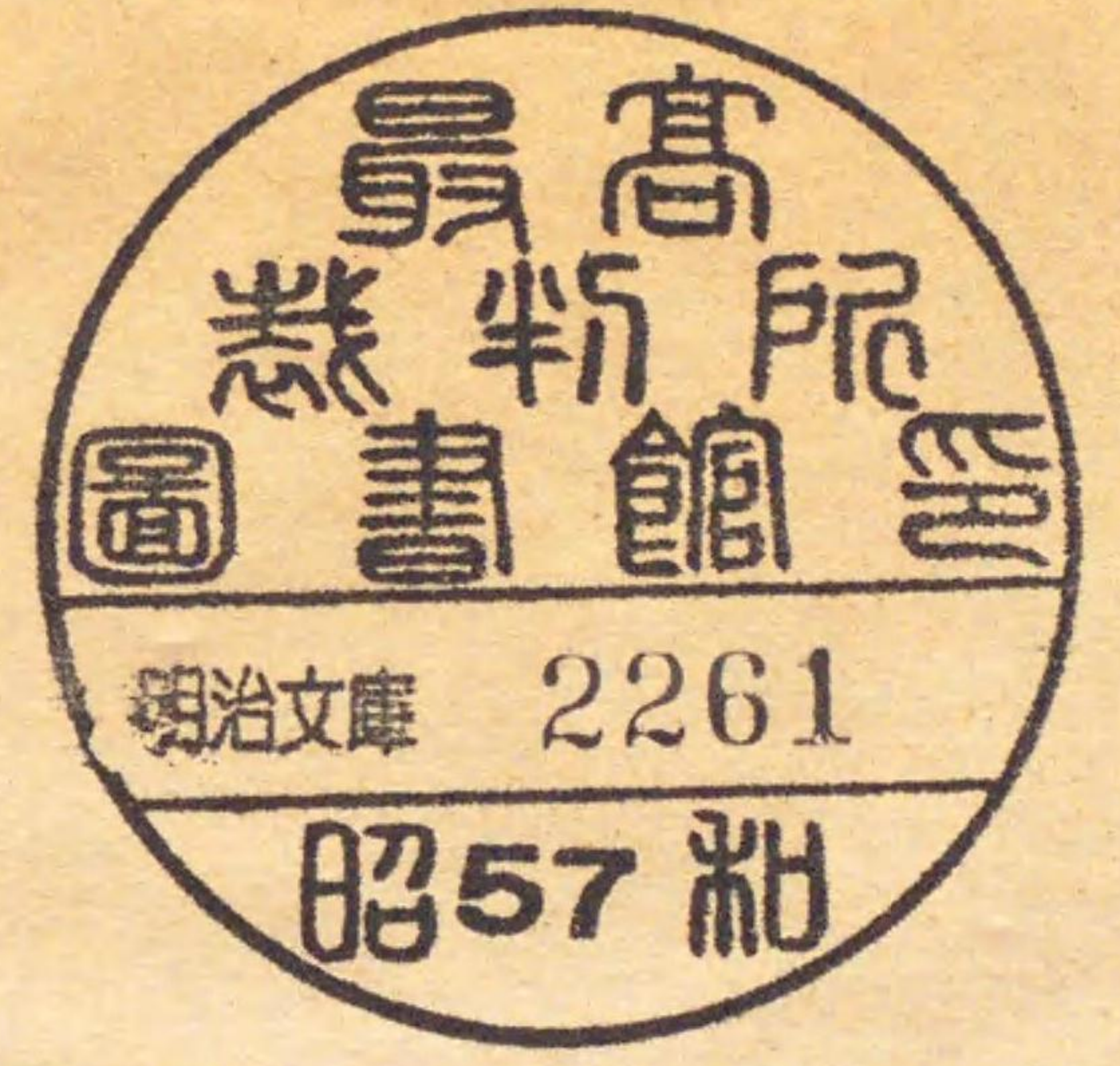
廣 裁
判 所

改正地方大成卷之三

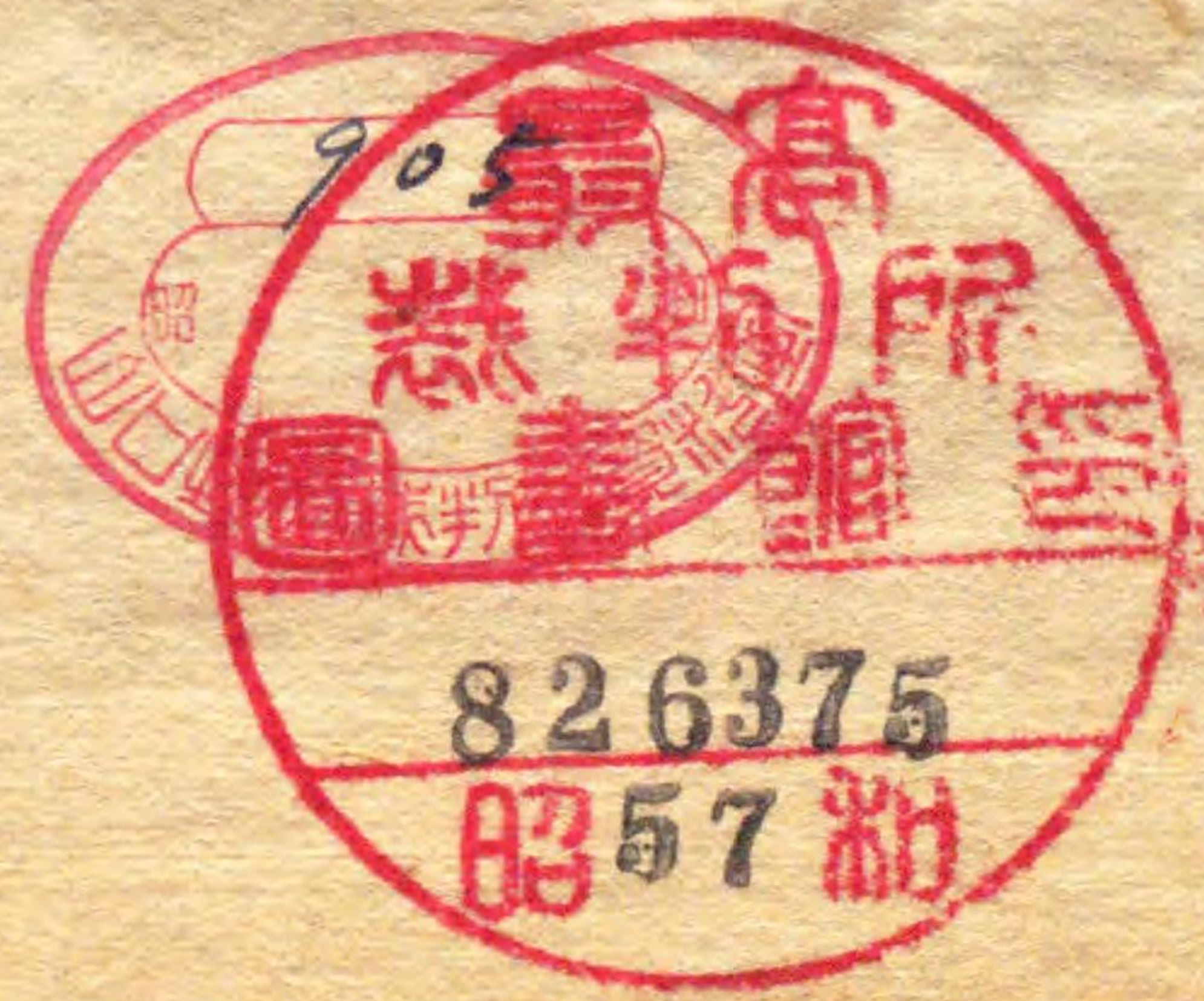
東京 橋爪貫一 校正

○出目米延米延大豆延真綿の事

一 關東ハ出目米懸らハ但私領ハ格別あり本石斗立おき遠國ハ出目
目を掛けて取立る尤私領上地等其外おを前より羽州ハ本途米を石
目を掛けて取立るもあり其負數ハ區々あり羽州ハ本途米を石
小武斗等の出目有盤城國石川郡ハ本途見取米共壹石小武斗田
村郡城ハ本途并口米へも壹石小武斗升の出目を掛る白川郡ハ本
途見取三斗五升小武斗升の出目あり當時ハ關東並本石斗立の村



圖書第百〇七號



改正地方大成卷之三



東京 橋爪貫一 校正

○出目米延米延大豆延真綿の事

一 關東ハ出目米懸ら以但私領ハ格別あり本石斗立ふき遠國ハ出目と掛て取立る尤私領上地等其外を前より羽州ハ本途米を石目を掛て取立るもあり其負數ハ區々あり羽州ハ本途米を石小武斗斗の出目有盤城國石川郡ハ本途見取米共壹石小武斗田村郡城ハ本途并口米へも壹石小武斗斗出目と掛る白川郡ハ本途見取三斗五升小武斗斗の出目あり當時ハ關東並本石斗斗の村

文三也方人成 卷之三

もあり是れを出目掛らば諸國此類何程もある處に駿遠三の三ヶ國とも小古米の本石納ありしが元禄十六末年より遠國並斗立納不成其後正徳三己年より斗立の上小を俵小式升出目を懸外物として取立る事あり往古も延米と号し斗拵小山盛不計りて納し由名三斗五升八ハ四斗余も有たるより中古より御救ひとして此事止て今ハ延米の名目あり出目米延米ハ一物兩名あり其名目を用ふるハ松領小限る上州群馬郡の内高崎城付村ハ本途米を石小四斗六升々の出目あり是を四六の延と唱ふヶ様の類ハ関東遠國とも小余り聞及バざる延米あり関東あぐ松領上地不成する村三斗五升小式升の出目杯の村方ハ斗立直出目米延米の名目を除もあり但し出目を斗立直出目米延米の起りたる事ハ地方掛の手限ハ取斗

ひより右上州の四斗六升羽州の式斗出目杯ハ扱摺より起りたる延米あれども奥州駿遠三等の出目米ハ扱摺より起りたるハあぐば関東の本石斗立小類しする出目米にして此類上方筋遠國小多し何とも年貢の石数小懸々て別々納め出目米ハ定石代直取あぐ大抵金銀納あり但し上州羽州等の出米の起ハ縦令ハ式石の扱を世間並の五合摺おすれば五分を懸て米を石とふる群馬郡ハ七合三勺摺の扱武石小七分三厘を懸て米を石四斗六升と成羽州の内六合摺の場所ハ六分を懸て米を石式斗と成仍て世上通例の摺より余計の分を延米と唱へ年貢の外小納む扱摺ハ土地の肥瘦小より扱心あきこころの善悪あり高場の熟田うつくしき両毛作の場所実入まじりより扱ハ皮薄かわうすく肥満ひまんして六合五勺より七合余も

摺又鹿田或ハ深田水腐場処等水冠の稻杯ハ出米形ハ宜敷見也
 れど籾の皮至々厚く米瘦青米等多く漸三四合ありてハ摺ざら
 そものあり元年の豊凶おもよる事あり出の甲乙を平均して五合
 摺の定法ハ上下小損失なき良法なり又甲州ハ土地の善悪格別
 小違ひ村方も多く籾摺小多少あり四合位より六合四五合摺ま
 であり依て其村限小籾摺の定めありて検見取付の節の定法と
 以世上並平均五合摺ありてハ百姓損益多き由多五合摺を用む
 一上州緑笠郡村高の内小延大豆延真綿といふ納物あり是ハ私領
 の節大豆真綿を納め其上小延を懸て取立一処今ハ大豆真綿ハ
 物成詰あり高小結ひ延の分ハ小物成の様小成外物あり納む延
 大豆ハ元大豆を升小合式勺五戈延真綿ハ元真綿百目小懸目

五拾三匁八分三厘五毛宛金納小成る元大豆元真綿ハ負数の
 まで納小ハありて

○欠米込米の事

一欠米といふハ遠國よりの廻米海上遙小運送する由多場所小よ
 夕年と越々江戸着れりハ数日汐風に當り蒸米する出米或ハ澤
 手米杯不て欠減ト納の節俵入不足に依てを俵に五升三升宛の
 積あり納米の外小勝も次第積来り一処近來ハ本米を石小欠米
 三升宛の勘定あり納米同様お送状小書載積廻り水揚のく米
 内拵内拵といふハ米を俵に俵振を改め差を入る内実の納濟の
 上欠米残の分ハ役所へ達一切手を以て上乗の者の方へ引取り
 納め宿引受賣拂納入用清帳へす納の節の緒入用を書記書載勘定

いとし役所吾不支配所へも差出は近年ハ右清帳の面抜札に書
あるし村々名主門口ハ年貢懸札同様不掛置あり斯の如の法を
定めしふより今ハ欠米を余計不積来り百姓の勝手次第不取計
らふ事ハあらざるより

一 込米とりふハ俵入の外ホキ升で余計不入るといふたといハ三
斗七升入の納廻の筋三斗六升ハ通例ホチかり七升目ハ山盛を
升あけせバ合欠ホキより欠米ハ惣納俵数へらけり別版不納
むるても多動てき俵ホキ升と余計不入置く是ハ升目勘定の外
あり何斗ハあても皆同ド

○諸運上の事

一 酒株ハ前より引付を以て株帳を知行渡の戻引渡ホある事ホ

酒株の譲渡ハ一國一領の内ハ格別他國他領へ譲渡す事ハ相
なると享保年中關八州ハ造酒運上免許あり當時ハ無運上あり
余國ハ前々の通り酒役銀を納る所もありたとい當時造酒を致
さざる株あても村役あり小物成同様不役銀を納る処もあり
關東みても私領杯ハ前々酒荷口金又ハ眞加杯と唱へ造酒を
より納る所もあり

一 鎰役とつふハ上代法令定らざる頃々百姓の住居も眩と極ら
年貢ハ取次第不取立役懸りハ棟役と名付百姓家の棟敷へ懸て
取由多百姓難渋不思ひ數軒持合小長屋を作り一棟乃内を幾軒
おも仕切て住ひ軒分の役を勤む依て棟役を止て門役と名付
出入の門敷へ懸る役を取立る又百姓門役を厭ひ門を塞ぎ持相

小一門明夫より數軒出入しを軒の役を勤むる由名又門役を廢
 一竈の數小掛け役を取立る是を鎰役と名付く鎰ハ鍋金を懸る
 自在鎰の事ありといひ傳ふ今も越前小物成の名目小残りて
 有より其外山家ハ稀小家を軒より錢何程と平均小取集め村
 入用遣もあり是ハ持高小抱らば家並入會小山内柴草等を
 刈取る由ありあり堤切所の水留或ハ猪鹿狩等ハ節人の多く
 入る時ハ持高小抱らば竈役手むるを人づ出は事あり是も鎰役
 といふあり

一分一金といふハ漁獵或ハ商賣物の賣高の分一を金銀冥加と
 て上納するをいふ分一の多少ハ其品小よりて不同あり

一鰯獵ハ海中の大獵よりて鰯網を引上たるとも獵師と五十集商

人看と五十集と唱ふ依く魚并小其濱の役人立會て引上ると鰯
 と何百何拾盃とをり其日の水名相場小依く代金を積り其代
 金二十分一を運上ると浦方支配又ハ領主地頭へ取立るあり但
 一四斗樽小山盛四盃と一盃と唱ふ是れ代金何程と相場を極む
 是と水名相場といふて都ての魚類の相場を水名相場といふか
 り

一鯨獵ハ鰯同様の大獵より依て突鯨の今一を水名相場より二十
 分一の運上ると又突鯨といふハ森ありて突留なるといふ鯨と突
 森といふ一射鯨獵ハ場所極り鯨突の頭ありて定式小鯨獵より分一
 其外の獵法あり常小鯨獵あり濱方あり稀小沖合小鯨を見懸
 る時ハ獵師とも寄集り有合の道具を見膳ハ森小去りて早船

あり乗出突留事あり其時ハ余獵と違ハ早速村役人へ達一
 支配領主地頭役人へ届け見今と請近村へ八札と申觸落札の上
 拂不のく一落札直段の内二十分一を運上不差出さばなり
 一寄鯨とりのハ森不當痛或ハ死する鯨漂流一自然と岸不寄た
 りと濱へ引上前條の趣不注進のく一八札の上拂不を一代金三
 分一と支配領主地頭へ取立残り三分二ハ寄たる村方の所得と
 以
 一流鯨とりのハ沖不漂流する鯨を見付け早速大勢早船を出して
 繫留濱へ引付け取揚するを流鯨とりの代金十分一を上納一余
 と其村方へ割賦のくす事あり
 一切鯨とりのハ沖不漂流する鯨ハ見付とせど磯へ引寄る人数並

小船杯も急不揃り子待合する内ハ遠沖へ流行て手不及が
 きゆ急獵師とを早船を出し手くハ大庖丁を以鯨の上ハ乗移
 りて之を切取を切鯨とりの内次第不遠沖へ流行浪風あ
 く切取事もありがくなると凡ハ乗戻右切取たる鯨を集め商
 人主會入札とあり買取落札直段二十分一を上納一其余ハ切取
 たる獵師どもの所得と以但一私領入會の場処ハ高割小紋一相
 當の分一金を夫々の役所へ上納するあり
 一市賣分一金とりのハ市場ありて高賣物の賣高不應ト二十分一或
 ハ三十分一其市場前くの仕来と以取立る事あり又賣高不拘
 らば敷延の敷不應ト取立る所もありて所く不同なり
 一請山分一金とりのハ百姓の持山ハ大木等ありても持主村方不

自由小伐採る事もあるに領主地頭へ願の上伐取らるるもの
冥加として伐木の内何十分一上納しつゝはあり是等と請山十分一
といふあり

一 諸運上冥加永ハ村方の助成人と渡世のため先相稼商賣漁獵或ハ
水車等の類其外何品あつても精負人等ありて年季と限り其品不
應として運上又ハ冥加米永を納めまつゝハ緒職人其職と勤る内ハ
役金と差出を類あり運上といふも冥加永といふも同様たりと
いへども急度取極つゝは其の運上と唱へ又上へ願たる事ゆゑ
冥加のため米金何程上納仕る處へ杯申扱ハ冥加米永と唱らるゝ
あつて少く意味違ふといへども一射ハ同様ありバ何と唱らるゝ
宜しきとあり候その外小運上とハ唱へぐゝき品もあり其沢ハ

何成とも所得せし成る品を新規小願小時冥加金何程納む處へ
杯といふハ運上といふハいづれも運上冥加米永役金等の毎年季も
の等何れも郷帳外書小記に一分一金ハ漁獵など取立賣高二十分
一或ハ十分一其外市場諸色賣高二十分一三十分一かど商賣の
品よりあるあり請山材木伐出等の十分一もあり何れも十分一金ハ
郷帳小載に在るも十分一の品より前より小物成の名目あるも
ハ郷帳小記に在る

一 臨時物といふハ新田開墾地代金又ハ材木往還並木立枯代金
所をの杯何品不限らば拂物等の扱ハ入札と觸引請て納るも
といつゝ是の品あつても其年限り臨時小納る扱ハ郷帳小載に取
立る或臨時物と唱らるあり

一 水車運上とハ水車を新規小願出で取立る時ハ水筋の上下
 ハ勿論其村隣村等の差障の有無を得とれ上故障おき時
 と申付る一尤運上真加永ハ其村又ハ隣郷の類例もあるべし且
 車の大小小より碓敷の多少あり凡徑七八尺位の水車の運上ハ
 永貳百文より貳百五十文位徑九尺より壹文貳尺小及ぶ車ハ
 永三百五十文程より四百文位又椽の多少も依て一様あるべし
 一 市場運上とのハ市場所往古より定りありて新規の市場と願
 出るとも容易に免さば市場めて種々の雜物商賣するものもあ
 り穀物或ハ絹綿糸類の市もありまゝ馬市肴市茶煙草市あり其
 外寂等の勝手宜類古来より其品其所ゆく商賣のくく未遠方よ
 と其市と心懸来るゆゑ其所小仕来りあり市場運上ハ市立町敷

長短により運上の多少もあつて同様小ハ極めぐく又商賣物
 見世役とく其見世くふより取立るハ市毎小不同あり市場運上
 極り其處より納る運上ハ市の繁昌不繁昌小拘らば小物成名目
 の様小成り年々不同おく納げ志くれども古ハ市を立る町場小
 とも漸々衰微し近年止たる場所の免除と願ふとれと吟味の上
 市場運上免除申付る事もあり依て市場運上の定納ハ小物成と
 を定めぐく一先ハ浮役の類あり
 一 小獵運上ハ鯨鰯等の天獵と違ひて定法なく鯉鮭鱒鱒鯉鮒鱈鯰
 等釣職長繩打網海川の諸獵其所小請負人等ありて年季と限て
 引請け是より是まてと場町を極め一ヶ年に何程の運上を差出
 一 小漁物の賣上獵師中より取立度旨を願ふときハ吟味の上運

上高極るもあり又國所によりてハ小獵も賣相場少て分一を取
立るもあり國々の仕来りありて運上ハ一等の取立方一様ある

バ

一 築運上ハ大川筋鮎鯉等其川の魚を取る獵小築といひて川を石
積めて瀨切魚道を一所小流が免其所ハ竹箆を當て箆の上へ魚
を追上るゆへ小拵とる物あり山川小多し沙の差引ある大川ハ
ハ成ぐと大川の築ハ箆も大竹を用ふ箇數も廣くいとすあり
又船通行のりあれば片方に寄通航の口を明け船通路差支あま
様小おは築場も古来より場所の定りありて新規小取立る事ハ
容易にならば運上ハ築の大小小随ひ多少あり尤年季もあり又
村持の築もあり積負人ありもあり又前より持主極りたる築

もあり何れも築を仕立てる者より運上を差出は又子細ありて築
を懸さる年ハ運上を差許は夫も年季を限りて差許し請負人の
るも差許さる

一 池運上とりよハ池あり藻草を取り又ハ漁獵もとりよ其池一圓
小支配りてを時ハ運上を申付る大概池役同様おととも池役ハ
定納小物成りて村役へ納む池運上ハ持主あり又ハ請負人の
りて浮役の詔あり池役とハりけの違ふ事あり

一 鳥札運上とりよハ鳥取役同様熟地田方水付等鳥の付所にて鳥
獵りて一度首願出る者ありとさハ其役所より焼印木札を渡り
て枚行程と應じたる運上を申付る此札を下居村ハ勿論他村小
ても一領の内ハ心次第小殺生りてあり尤も鳥札運上ハ獵師

へ札を渡し遣まらば名浮役あり

一 高網役ハ冬春の内鴨小鴨の類を取ら驚運上ハ夏秋鷺を取ら運上あり兩様とも勢州長嶋本田新田附不多し他領入會の場所ハ双方役人立會へ札申付高割を以て運上高を極るあり猶余國ハも此よりあるなり

一 鉄炮運上ハ畜類威一鉄炮殺生筒兩様の運上あり威一筒ハ猪鹿猿兎の類作毛を荒まふ付玉ありあて威計小打ゆ名運上ハ及ざれども鉄炮ハ猥小あつさらため小村役に少く運上を出さざるあり尤運上おき所もあり獵師筒ハ渡世のた免借受る小依て獵師どもより運上を納さずるあり但し威筒より格別余計小納む尤も鉄炮ハ定法ありて證文を差出し獲物打苗書付等差出は

一 關東ハ別々て嚴重あて獵師も四季打二季打の差別ありゆえ小新規小願ひ出るとも眞渡さる事あり

一 問屋運上ハ淡河岸場町等の穀問屋絹問屋肴問屋船問屋其外諸問屋よりの運上あり尤問屋株を新規小願出るとも容易小ハ免

許あり
一 油船運上ハ油絞を渡世おりと以者の油船を艘小付何程と運上を納む尤酒屋とハ違ひ株めくハなり

一 醤油屋眞加永ハ造醤油屋より納る眞加永あり但し所小より眞加金銀等ハ納ざるとあり尤醤油屋ハ賤と株とり小ハおくれ

一 とも仲間商小付新規小始る小ハ其所の仲間熟談の上願ひ出るとも吟味の上故障おけきバ免許まらなり

一 質屋冥加ハ質屋株ありて仲間不行事を立置冥加永の運上近年始る國により冥加永運上もあく仲間行事もあく勝手次第小質物を取る所もあり在る村万等の小質屋ハ願もあく冥加永等の沙汰もあく勝手次第の所も前々其所の仕来ハ格別左もあき町場等ハ質商賣を願出るふ及ざる事あり

一 砥石山運上ハ青砥草砥上州砥鳴瀧名倉荒砥等品あり其外國くにも色くありていづれも請負人より年季を限り運上冥加金銀を納めて砥石を切出はるあり尤も砥石小限らば万の石あても山を見立相願ひ運上冥加永を納め請負あて切出はる事あり
一 金銀銅鉄鉛山明むん琉黄山運上の類々山を見立て稼度旨を願ひ年季を限り請負あて掘出はるハ砥石杯と遠ひて格別の國益

とあり大造ある請負由多領主地頭の一手限りふハ成がく伺濟の上運上冥加永等を上納を尤も其國の領主地頭へ分一ハ下さる事もあるより又國主の領分中右様山往古より有来り國主持ふ成たる所もあり

一 帆別運上ハ廻船の運上あり帆の負敷懸け運上を納む大坂堀其外灘目等の提州より中國筋海邊港廻船ハ多の運上を指出は遠國も同然あり新小船を造りたる時ハ村役人へ相届け支配地頭へ願出船役帳ふ記し支配地頭より焼印いづれ相渡は方角船ハ勿論國々の廻船も江戸大坂へ廻る船ハ廻船方役所の焼印を請る事あり

一 川船役ハ高瀬平駄鶴飼わたり丁ふたり船等ハ筋より荷物積船

一 舟屋役ハ大工の役錢あり職の上中下によりて役錢の多少あり尤下の大工上達して中おも上おもあるなり大工仲間を村役人吟味し上中下に分け私領ありハ役大工とて城普請或ハ陣屋普請等日数を定め呼遣ハ役錢を取立ざる所もありまゝ前より役錢なく勝手次第ハ大工職をりし所も何り國々の仕来り區あり

一 桶屋役ハ大工役同然あれども職の上中下の差別ありまゝ人小付何程と極め納むるなり但し春屋の桶類を後小勤る所もあり

一 石屋役ハ石屋の役錢あり但し上方筋在伊豆國杯ふ多し其外遠國ふても所へ石を切出は場所ハ其村役めて納るも何り石工人數極り納るもあり尤村々少く石工等ハ役錢買加永等

一 室屋役ハ廻屋の運上あり軒何程と極りあり尤廻商賣相止室潰と死ハ役錢と差許は事あり

一 炭竈役ハ炭を焼出は竈の役あり竈をふ付運上何れども極め納むるあり

一 小船役ハ漁船作船等のもゆり荷物を積むる船の役錢なり処小よりて不同あり

一 出せ所もありて國々所々あて多少の遠近あり

一 船役所の焼印ハ請は支配地頭の焼印と請るあり何れも役錢を相納め川船役所へ運上を出は船あても又支配地頭へ役錢を出せ所もありて國々所々あて多少の遠近あり

一 八川船役所へ運上と差出は焼印と請東京府へ廻さざる船ハ川船役所の焼印ハ請は支配地頭の焼印と請るあり何れも役錢を相納め川船役所へ運上を出は船あても又支配地頭へ役錢を出せ所もありて國々所々あて多少の遠近あり

一 東京府中へ廻は船

一 大工役ハ大工の役錢あり職の上中下によりて役錢の多少あり尤下の大工上達して中おも上おもあるなり大工仲間を村役人吟味し上中下に分け私領ありハ役大工とて城普請或ハ陣屋普請等日数を定め呼遣ハ役錢を取立ざる所もありまゝ前より役錢なく勝手次第ハ大工職をりし所も何り國々の仕来り區あり

一 桶屋役ハ大工役同然あれども職の上中下の差別ありまゝ人小付何程と極め納むるなり但し春屋の桶類を後小勤る所もあり

一 石屋役ハ石屋の役錢あり但し上方筋在伊豆國杯ふ多し其外遠國ふても所へ石を切出は場所ハ其村役めて納るも何り石工人數極り納るもあり尤村々少く石工等ハ役錢買加永等

のた地類もあり
 一 紺屋役ハ上方関東とも藍瓶小懸て後錢と差出以又藍瓶役とも
 の一國により藍を作り出以場処ハ百姓銘と藍瓶と持手添ふい
 一 渡世ふハいこも存ども百姓より藍瓶の役錢を納むる類も
 あり

○定免の事

一 定免ハ享保年中より始り檢見取ハ其年限り取箇付を成故
 若過て其年少の見込透ひありとてまゝと来年よりより増減の仕
 くりとも有べし定免八年季を限りて定免ゆゑ其年季中ハ増減を
 ありかこしゆゑ不能く吟味の上勘弁ありべし先定免を願出を
 時ハ其村の十年或ハ十四五年来の免を平均したとくハ平均

免ふふ不當に其村方根取免其外土地の善悪助成採の有無等追
 委し考へ合せ十々年平均免小何程の増し免ありハ十五ヶ
 年平均免小何程の増し免と分量して定免を申付べし平均免へ
 増免し定免に申付る子細ハ檢見取ハ檢見の節送り迎ひの人
 馬下見内改の隙費へ帳面仕立物入等の諸費却懸り其うへ檢見
 濟さる内ハ鎖止申付漫小川上事を禁ば又定免の場ハ檢見おき
 ゆゑ右ゆりの諸入用も懸らば且川取も心尽しり百姓の勝
 手格別宜し依り定免小願ひ出るものあり諸入用小相當の増し
 免ハ勘弁の上申付履き事あり
 一 定免吟味の節取箇見込ハ其村山稼漁獵等あるやまゝ前より
 運上するやても納来るやたとひ運上ハ列付を以り少く上納仕来

るとも少分の免中一縣村方の賑ふ相成るやう様の儀得と吟
味をさげ手抜ききやう取箇小見込を増して免を申付べし然れ
ども漁獵山稼とも其當人計りの渡世に相成一縣の百姓手掛ぬ
場所もゆり一概ゆきあつてき事あり能く勘弁の上取箇小見
込百姓の難儀亦あつぬやう取討ふ處し其外二毛作蚕茶木綿桑
楮漆茶園并町場市場の賑ひある場所津出しの遠近等委し考
へ合せて百姓の甘にある品ハ悉く取箇小見込むべし是ハ定免
小かざらば檢見取の場も同様心得るべし
いさぶ一向廻村もせび地理の様子も并へざる以前ハ決して定
免ハ申付ぬ事あり無難の場処ハ格別旱損水損所多き所ハ年
来土地の様子を委し并へざれば取箇の損失多し其訳ハ旱損

水損所とも定免年季十ヶ年の内無難の年ハ格別の豊作して二
ヶ年今も一度小收納すべし程の年柄ゆても定免小極上ハ定
りたる外一粒も余分ハ上納せし悉く百姓の作徳とあり遠作の
とハ檢見願出吟味の上定免定法三分以上の損毛年ハ列方勿
論あり然る時ハ宜しき年柄ハ無筋小百姓の徳分とあり遠作の
年ハ取箇減し百姓の損毛多く百姓のみ過分の勝ち小なり旱水
損めて格段の損毛ある場所柄ハ無難の年ハ出来方至宜しき
ものあり其見込あり三ヶ年或ハ五ヶ年の年季を限り定免と定
むべしとる猶工夫ある處し尤年季切うへの節ハ荒地起返し
等の有無を能く吟味を遂げ又ハ土地の様子に應じ吟味の上増
免を申付る事もあるなり

一定免年季中破免おきやう取計ふべし然もども其取計ひ方容易
 の勤めてハ行届ぐごとく故小先泰平の有難きことをよく末の者
 出く得心のくその恩澤と奉報義ハ萬事控を背くど定免通の
 年貢と年々滞あり相おきめ破免おき様出情のくハの外ハ無
 之と常く申教百姓一統一途小農業と出情のくハ様小取計ふて
 あり先其後人の心底よ於て実小聖世の有難き事を朝暮忘却せ
 び其手前の誠心より申教へざれば百姓帰伏ハせハ諸何程実意
 あり申教るとも中々十度や二十度申聞てハ決し行届くは常
 住座卧百姓の顔と忍る度毎小委々教れハ年月を経る内ハハ
 自然と末くやで行届くものあり右の通り毎油漸申教百姓一統
 得心のく農業と出情相掾ても年柄により格段の不作あり

夫食等も差支無是非品願寺申立るともハ吟味の上破免も申
 付る事あり兼て平常の暮一方儉約に申付豊年の余分をかこみ
 置て不作を請ふら年の助と衣服ハ村役人ハ勿論平百姓の妻
 子小むるまで木綿を用ひ絹細類木綿ゆも派手ある漆物着用
 と禁ト朝夕の夫食等も廻村の度毎小百姓家へ立入見届く度
 若し少しも不相當の食物のくもそのありハ以後用ひさる様急
 度申教ぐ且家作物を承りてより有来の外新規の品相調
 へハ親類縁者其外嫁取聳取佛事祭礼惣く吉凶等あり無擬出會
 りては節ハ所小有合の品を用ひ一汁一菜の外百姓不相應の料
 理のくさば儉約のくは益々旨品と定法を定め置幾度ともあり
 手堅く申渡はるハ暫時も忘却致さば万事費あり聊も無益の

入用かくらざるやうに成行ハ自然と村立も能く成り年貢不納
等ハ赤きものあり是等ハ定免場小限らば檢見場とても同様の
事あり

一 常々農業出情りて諸事儉約を用ふれども天災あり格別不
作ありハ檢見の上三分以上の損毛ハ其分引方遣はべし然共
巨細小吟味を結るときハ三分以上の損毛先ハ少く百姓見込
て四分或ハ五分の損毛と申さるるも坪刈糶寄の上よりハ多分
三分小届くも掃あり一村惣糶寄三分小届さる損毛ハ定免の通
年貢申付べし去あぐり百姓銘この小前ありハ損毛多少の不同
あり其訳ハ同ト耕地の内あり仕合よきハ損毛かく又不仕合
るハ五分或ハ六分小届く損毛もあり是等ハ中々年貢あり引

是ら以差當り夫食中も差支ゆる程乃あり夫とても一村の
惣都合あり三分に届らざる損毛ハ引方遣はへきやうもありさ
るはとて百姓の難儀も厭えび定免通り申付るハ利屈取あり相
當の取箇小ありバ々様の年柄も有ては名兼て豊作の時園糶等
を嚴重小申付置凶年の節難儀のものを救ひ年貢も破免せば百
姓も痛まぬやう工夫あり

一 平均合を見て破免を知らふハ損毛三分以上より破免お立て先
上田ハ上田の當合へ七分を懸て今年坪刈合と引合對様すれば
破免あり引方と立てへ坪刈合毛の方多ければ三分以下の損毛
あり引方を立て定免の通り取立るなり是ハ破免願の節檢見先
めて用ふる事あり

一 九合ハ當合九合今年坪刈合五合四勺あれば此五合四勺を當合九合あて割六分とあるを一の田より引残四分を今年の損毛と以則四分の引方あり

○厘付の事

一 厘付といふも免といふも同じありあて高き石の取米あり然し
いも厘付ハ叔摺より起りて免とハ意味違ふなり 但一免の訳四
部部小く高壹石ハ付壹斗取を二ツ武斗取を二ツといふ厘付ハ石
高の最初ハハかき事あり叔納止て米小摺て納一より年の豊凶
小依て叔摺の増減出来つひに厘付とありて取箇の善悪を見合
し通法と成り高あて取米を割幾ツ幾分幾厘と極て厘半を用
ひ一也多厘付といふ又伍頃よりり幾厘幾毛と毛まで用ふる様

に成て取箇を極む石高へ幾ツ幾分幾厘幾毛と毛まで懸るとき
ハ取箇の損益あやうらば依る毛までを用ふるなり

一 上方の取箇ハ厘取関東の取箇ハ反取あり上方ハ高を主と一関
東ハ反別を主と依て厘付と反取と別きりたるのあり尤松領
小ハ上方筋あり反取関東あて厘取の所も稀にあり

○越石并小作等の事

一 知行を請取了節不足十石内のみハ越石越石小く受取ありたるとハ
知行五百石の者一村高四百九拾五石の地を受取バ五石不足
此五石ハ小高あり田畑并百姓を分け公郷小成なり依て隣村
高の内あり五石受取是を越石といふ越石ハ物成計り受取諸裁
りその人足役等をうけに知行の内なり地頭より取箇を付る

事も成がごとく高役割合もあつた年貢計り越石村並の取箇あて受取あり夫ゆえ十石以上の越石ハ稀あり二十石三十石の不足ハ高地所百姓とも引分け分郷あり受取あり成るべくハ越石にあつぬやうお都合して割渡ハ事あり

一 出作といふハ當村の百姓他村の田地を持ち他村へ出て耕作をいそぎをいふ他村より是を入作百姓といふ入作と唱るハ小作乃事あり

一 持添といふハたとくハ高百石の村より五十石より二給へ分る時お三十石より持する百姓を二人一給へ渡せば内々人ハ十石の余計ありまの十石則跡一給へ渡る高あり是を持添といふ小作といふハ所持の田畑を居村又ハ他村の百姓へ預けて之を

作らせ年貢の外お自分徳米を加へて取立るといふあり但一年貢諸役とも小作人方あて勤め外お余米何程と極め地主之を受取あるひハ年貢諸役ハ地主方あて勤る對談もあり

右田地小作人方あり質入りし又ハ別人へ小作不渡り事ハあ
らざらざるあり又當時の永小作年季ハ五十年と限るあり

一名田小作といふハ質地ハあまきとあり田畑多く所持の者手作
小余り小百姓小作せ置をいふ但し二拾五年以上作らせおく
時ハ永小作不准也

一家守小作といふハ小作高多し地主世結行届く世結人を
立入附の世話し其給分小小作地の内何反歩と極め家守

給小作らせ年貢諸役等ハ地主の方お勤るをいふ
一入小作といふハ他村の百姓小其村の田畑を小作しすを

いふ但し土地の語あり小作のて以下作入作受作毎作採と唱ふ
是とも何れも同一あり

○年季賣の事

一年季賣といふハ田畑とも作徳の上りを考へ年季を定り無利足
り金子を借受金主方へ地所を渡し金主方あり右田地を手作

又ハ小作ありとも勝手次第あり其作徳を利分とし年季明
たるとき礼金と受取田地を地主へ戻しをいふまゝ本物返し共

いふあり
一田畑永代小賣渡りといふ百姓家習不放棄有徳ある百姓次第不
田畑を買入小百姓八年に衰へ後ハ一村の田地一兩人あり

所持いし又ハ他村百姓のものとなつてと成るとを憐み給ひ寛永年中
永代賣最重小御制禁とありしより以降農民次第小繁昌し累代

永續の安堵をなせり是むといふ 御仁政乃御恵を誠不難有き

事あるはや

○畑田成田畑成屋敷成の事

畑方の場所用水掛ありハ稲作を仕付試て弥田不成屋敷地所あらバ田成不申付べし田と畑とハ石盛違ふ故不上畑より田不成ハ上田の石盛を付け中下とも其位を持せ石盛透ひの分ハ出高はしそ村高を増し畑田成石間出高小祀一年貢納役も増はるあり尤田成の地味格別劣り上畑成ても上田の位を付かたけせバ上畑の石盛もて取置ともあり取箇ハ先檢見取不しそ惣村定免あれハ逐々定辻よ加ふ重し又用水の懸潤澤おて余水ある年ハ稲作を仕付早懸年ハ畑作を仕付始終田不成ぐとき場処ハ田の石盛又直さば畑高不しそ置く之を毛田と名付け稲作

を仕付とる年ハ出来方相應の米取不申付べし又田請の場所不て用水おく畑作を仕付とる分ハ是まゝ同然なり煙草木綿或ハ此茄子大根野菜等と作る難事畑と唱ふ孰も勝手作なり終令田不作るとも畑高へ直さば定免村ハ田方定免通りの取箇を相納り檢見取ハ田の上毛並に合付し定法あり尤早換場あり一向用水掛とる年是非おく粟稗黍蕎麥等と仕付ると勝手作にあらば是ハ當毛畑と名付け作毛相應の取箇を申付盡し終始終用水おく田畑成願ひ立る時ハ吟味の上上田ハ上畑の石盛不直すべしまゝ下畑下畑杯屋敷成願ふときハ屋敷の石盛不直し出高おくる併新屋敷差障得く相礼し終令障りおくと四壁引もまゆ及換地以後の屋敷成ハ成ぐとき事不付その

心得あるべし但し畑田成出高ハ縦バ上畑五反歩石盛十まで高
 五石の田と成上田十五の盛ゆく五反歩の高七石五斗不成依て
 上畑より上田ハ武石五斗高増あり村高の外に高武石五斗畑田
 成出高と記は又石間出石ともいふ年貢高後とも村並不懸る又
 田より畑不ある武石五斗高減る依て村高の内諸引物の所不
 り高武石五斗田畑成石盛凌引と記はまこと石間引ともいふ年貢
 并不後ハ高不懸る高後ハ引事あり
 一田方用水懸りありくありて畑不懸出する節上方ハ田畑とも米
 取もえ取箇減するまでありて六ヶ敷事あり東ハ畑方永取不付
 たとく田方用水あり畑不いとも米取不いともさハ格別永取
 不ハいともくき事あり

○村方今郷の事

たとくハ高五百五拾石

何村

三百三拾石

甲家知行

内 武百武拾石

乙家知行

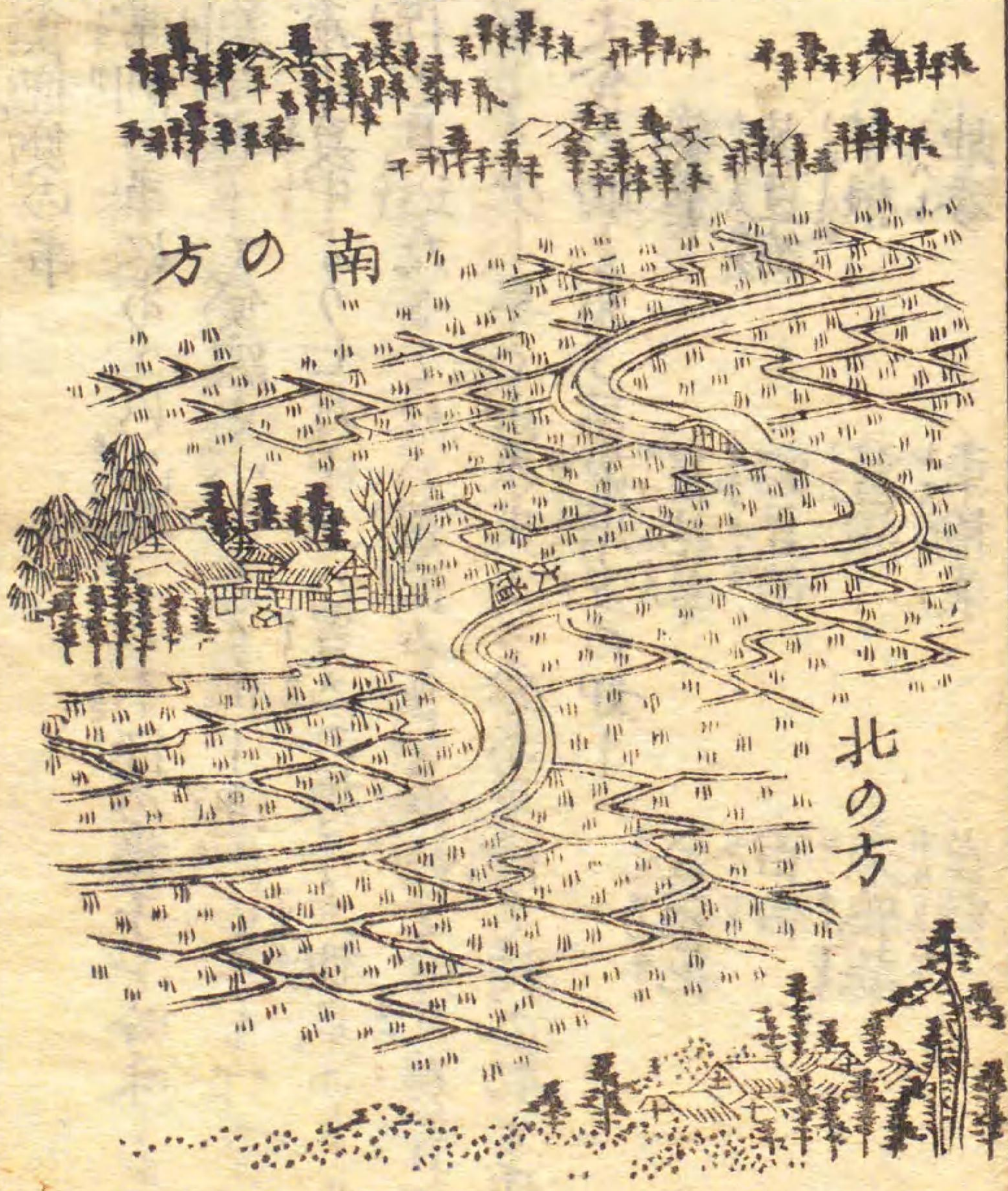
此分やうハ村高五百五拾石を以て甲家知行高三百三拾石を割
 六分とある依て村高の内六分通り甲家知行分四分通り乙家知
 行分あり借六分を田畑林小物成見取場秣場其外何あても其村
 不ある品へ懸て甲家知行分とある四分を懸る時ハ乙家の知行
 分とあるたとくハ左図の如く家敷六十軒の村あれば先圖を入
 大道を南北小引分け南ハ甲家知行分北ハ乙家知行分と定ると
 きハ家敷六十軒を六分通り引分て三十六軒を甲家知行分の百

改正北太夫

三十

姓と一四分通り引分けたる二十四軒と乙家知行分の百姓とに
 南北各名主組頭を定め又小前高と名寄帳と以て引分甲家分の
 高多きう乙家分の高多きうと改り多き方あり越石を持せ引分
 るあり尤越石百姓武三人あり濟やうにりり度りの外りあ
 場所おあて勘弁あるべし
 今郷の法ハ前小記より如くと異も百姓小豊あり窮ある故小概
 小之と南北と方て豊窮に寄と死ハ宜かうに能く考察して候令
 隣りハ甲家の百姓其隣ハ乙家の百姓と居家人交りても致方あ
 き故小只と貧福にようざる様不かくべし併し軒別ハ人交る様
 りてハ悪山此辺ハ分け方の作略了簡臨機心変とるべきことあ
 り ○林六代公の事

一村二給分郷の圖



○夫食種貸の事

一夫食種貸ハ常例の事にあらび凶年ハ不作の様子を吟味して
 村高及び人別不應トて貸渡まづきあり但し通例の年も作方の
 様子と心付登し夏中より七月中ハ豊凶の様子大概見ゆるも
 のあり若遠作と見込たると死ハ農民の食と儉約させ先蕪菁と
 種まきまづき麥より早く出来夫より麥不取續て時の助と成
 あり且凶年夫食の助とある品荒増左の如し

商陸
 蕎麥苗
 麥門冬
 山蘿蔔

薯蕷
 黃豆苗
 芋根
 地參

夏枯草
 豇豆苗
 苜蓿
 車輪菜

金盞花
 百合
 老鴉蒜
 雀麥

燕麥

蒲筍

蘆菜

茅芽根

枯樓根

菊花

金銀花

菱筍

木槿樹

白楊樹

椽子樹

柏樹

榲桲

槐樹芽

楮樹

柘樹

榆錢樹

松實

竹米

右の品々予のまゝ嘗てとりて食して害なきと古書小載る
 由多矣不舉る此外亦尚まざるべし其道に委しき人ふらぬ
 也

○田畑歩詰并物成高懸物勘定の事

縦貳拾五間々尺八寸横拾八間の田あり此歩數何程と向

答四百五拾五歩

法曰縦武拾五間を尺八寸を置き端尺を尺八寸を間法六あて割り

武拾五間三分とあり是へ横拾八間を懸て歩数と云

但縦横とも端尺八竿入の節兼て六あて割切るやう小付置く

定法あり又歩数ハ壹歩より内ハ捨るの定法あり

田歩數千三百五拾武歩此反別何程と問

各反別四反五畝三步

法曰歩數千三百五拾武歩を置き畝法三あて割但ハ廿九歩以反別

四反五畝二歩と成る此端武歩ハ壹歩を足し端歩を三步と云

但一端武歩あはバ壹歩足して三步と端歩あれば捨るあり

都て端歩ハ畝法三あて割切る様小付置定法あり

上田を町三反八畝拾八歩反取米六斗あて此取米何程と問

各取米八石三斗を升六合

法曰町三反八畝拾八歩を置き端拾八歩を畝法三あて割りを町

三反八畝六分とある是へ反取米六斗を懸て取米と云

関東畑永三拾貫武百文武石五斗代あて此取米何程と問

各取米七拾五石五斗

法曰畑永三拾貫武百文を置き四ツ小割て取米と云

但武石五斗を懸たるも四ツ小割するも同數あり依て武石五

斗代ハ四と定法と云

畑永五貫八百武拾五文此高何れどと問

各高武拾九石を斗武升五合

法曰畑永五貫八百武拾五文を置き五を懸て高と云

但一畑永と高小直以ときハ五を石代の定法とい

高五百五拾石免三ツ五分此取米何程と向

答取米百九拾貳石五斗

法曰高五百五拾石を置き免三ツ五分を懸て取米とい

高三百五拾石此取米百貳拾七石を斗此免何程と向

答免三ツ六分三厘を毛

法曰取米百貳拾七石を斗を置き高三百五拾石を以て割りたるを免とい

但一厘付ハ毛位追用ハ毛位以下の四ハ捨て五ハ切上てを毛と

する定法あり

本途米貳百八拾石此斗立何程と向

答斗立貳百九拾六石

法曰本途米貳百八拾石を置き三七を懸け三五めて割て斗立とい

但一三斗五升入を儀小付延米貳斗を加へ三斗七升入の定法也

高七百三拾石此の蔵前入用六尺給米傳馬宿入用各何程と向

蔵前入用永き貫八百貳拾五文

六尺給米を石四斗六升

傳馬宿入用米四斗三升八合

法曰高七百三拾石を四ツ小割り蔵前入用の永と一又高七百三拾

石ハ二を懸て六尺給米と一又高七百三拾石ハ六を懸て傳馬

宿入用米とい

但一岡東ハ高百石小付き蔵前入用永貳百五拾文六尺給米貳斗

御傳馬宿入用米六升の定法あり

関東納米千五百俵此口米何程と問

答口米拾五石

法曰納米千五百俵を置きき俵の折を升の位とて上の折へ筭へ口米拾五石と云

但し関東ハ三斗五升入を俵ふ付口米を升の定法あり

本途永三貫五百文此口永何程と問

答口永百五文

法曰本途永三貫五百文を置き三を懸て口永と云

但し本途永を貫文ふ付口永三拾文の定法あり端永ハ分まで用ふ分以下四ハ捨五ハ切上てき分と云

上方本途米貳千貳百石此口米何程と問

答口米六拾六石

法曰本途米貳千貳百石を置き三を懸て口米と云

但し上方ハ本途米を石ふ付口米三斗六升の定法あり

上方高貳千五百七拾八石三斗六升五合此の蔵前入用何程と問

答蔵前入用銀三百八拾六匁七分五厘

法曰高貳千五百七拾八石三斗六升五合と置き一五を懸て蔵前入用と云

但し上方ハ高百石ふ付き蔵前入用銀十五匁懸りの定法あり都

て端銀ハ厘まで用ふ厘以下四ハ捨五ハ切上てき厘と云

一箇の村あり上田貳町三及五畝歩石盛十五 中田拾五町貳及三

畝拾五歩石盛十三 下田三町四及貳畝廿壹歩石盛十一各分米
及村高何程と問

答

石盛十五 上田貳町三及五畝歩 此分米三拾五石貳斗五升

石盛十三 中田拾五町貳及三畝拾五歩 此分米百九拾八石。五升五合

石盛十一 下田三町四及貳畝廿壹歩 此分米三拾七石六斗九升七合

各分米合貳百七拾壹石。〇。貳合 村高

法曰上田及別貳町三及五畝歩を置き上田石盛十五を懸て上田分
米と中田及別拾五町貳及三畝拾五歩但一端歩を畝法三小を置
て割五分と以後倣之を置
中田石盛十三を懸て中田分米と下田及別三町四及貳畝廿壹歩
を置き下田石盛十一を懸て下田分米と各の分米を合せて村高

と云
年貢米百貳拾駄と河岸場まで十四里運送以を里小付を駄賃錢十
六文此賃錢何程と問

答拾八貫文

法曰道法十四里の内定法五里引残り九里へき里を駄の賃錢十六
文を懸げ又駄數百貳拾駄を懸て百文以上九分六めて割り運送賃
錢と云

但し居村より道法五里ハ村役より運送する定法あり
石盛十二免四ツの田あり五公五民五分摺りて此當合何程と問
答當合六合四勺

法曰石盛十二を置き免四ツを懸げ定法七十五めて割て當合と云

但し及法三百へ五公の法五分を懸け又摺五分を懸て七十五を
得る是を五公五民五分摺の定法とす

○普請心得の事

一堤川除其外とも普請所ハ村役人常て見廻り念入小破の分ハ村
方めて取繕ひ大破の場処めて村方修覆不及かきと死ハ早速
申立べきやう其村在組合村へ申渡りべし都て普請ハ入用高
少しハ増とも随分丈夫小申付べし入用と厭ひ僅の減ト小拘り
當坐賄不仕立置き出水のと死保りひあし流失せらると死ハ田畑
も損し領主地頭の損亡而已あし比洪水の節ハ民家ハ勿論人馬
等も流失し百姓の歎少くも比却る不益あり能く工夫勘弁し
なすべき事あり

一川除ハ上を里下半里程の間を心付べし其所の勝手よき様不普
請のよきとなきハ川上川下の田畑へ障不成事もあり急て水の深
さ并ふ何ヶ年跡の出水ハ何方まで水湛へ何日雨降し節ハ何時
まで出水し降止る何日目水落し杯あふべ置置しやう石川ハ
水落早し泥砂川ハ水落遅く次第不増水強く田畑の内へ湛へ水
押にあるものあり泥砂利川堤切所ハ大水の節堤九合或ハを盃
の満水の洩水又ハ馬踏低き所より越水あり押切るものあり左
様の節の手當も兼て用意有べし且川下より湛へ水ハ田畑の損
ト少く堤切所よりの所よき水ハ損ト甚多し一旦切所と成てハ
取膳ひ普請のよきとすども洪水の節其所より兎角破損し
比のあり随分念入置置し

一用水不用うす川筋ふあす山林伐木しつはハ勘弁あすへきこち
を伐木しつてむ時ハ夏ふりり水不足する事あり其訣ハ夕立の掛
る場も夕立おく第一夕立おくてハ田畑のためふあし又山林
ふ竹木あきと死ハ大雨の節土砂押出川床高くありて用水の
懸りよろしかろは能く考究して伐木すべし

溜池并尺八極目論見の事

一地高の場あて田地へ川水を用い水懸りしき所ハ溜池とて山水
落る処を考へ山の形ふあさぐらひ三方或ハ二方を又ハ丸堤を
築て山水の落と貯へ田地を養ふとあて其築きやう品くありて
堤の大小溜池の廣狭ふあさぐらひ丸堤の勾配ハ内法七寸五
分勾配外法五寸勾配を常とひ又堤の内腹とをせ初りとき土性

溜池の圓堤の圖



一堤溜池等都て土取人足ハ

壹坪小付

道法壹町ハ三人 内武人ハ土持仕立共
鉞取り

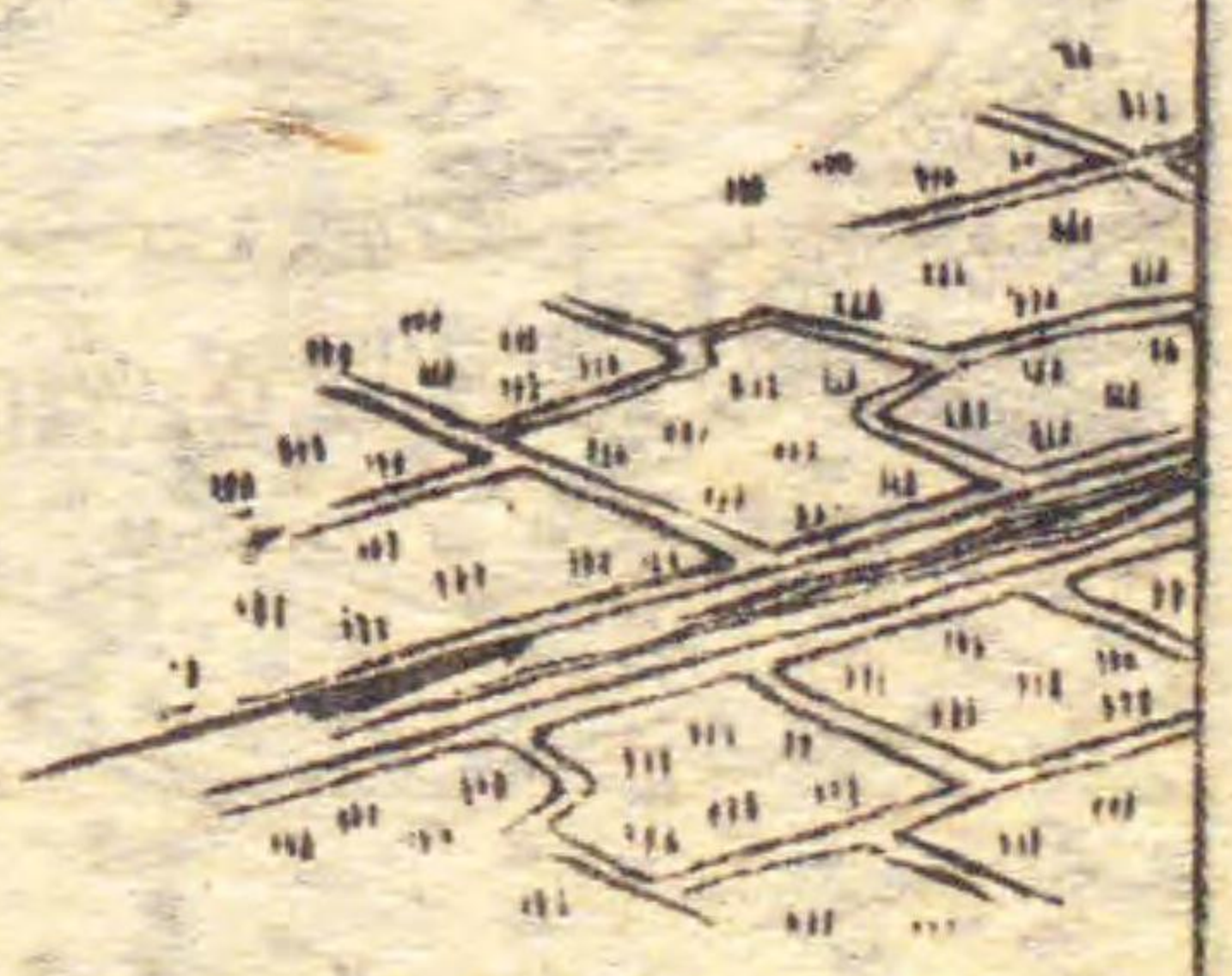
同 壹町半ハ四人 同 武町ハ五人

同 武町半ハ六人 同 三町ハ七人

同 三町半ハ八人 同 四町ハ九人

同 四町半ハ十人 同 五町ハ十人

但し壹坪小付都て鉞取ハ壹人づの定土持ハ壹町小武人づ
の定此積を以て道法遠近不準トて人足の懸りを積るる
一溜池ハ尺八掘を伏て用水を引あり尺八掘埋掘伏方の凶吾積方
左のどし



一たとくバ埋掘長五間

内法八寸四方

新規

尺八掘長式間半

内法埋掘とおおド

此扱坪四坪九合七勺三戈

内

壹坪九合七勺三戈敷甲蓋扱坪

壹坪三合三勺三戈兩側扱坪

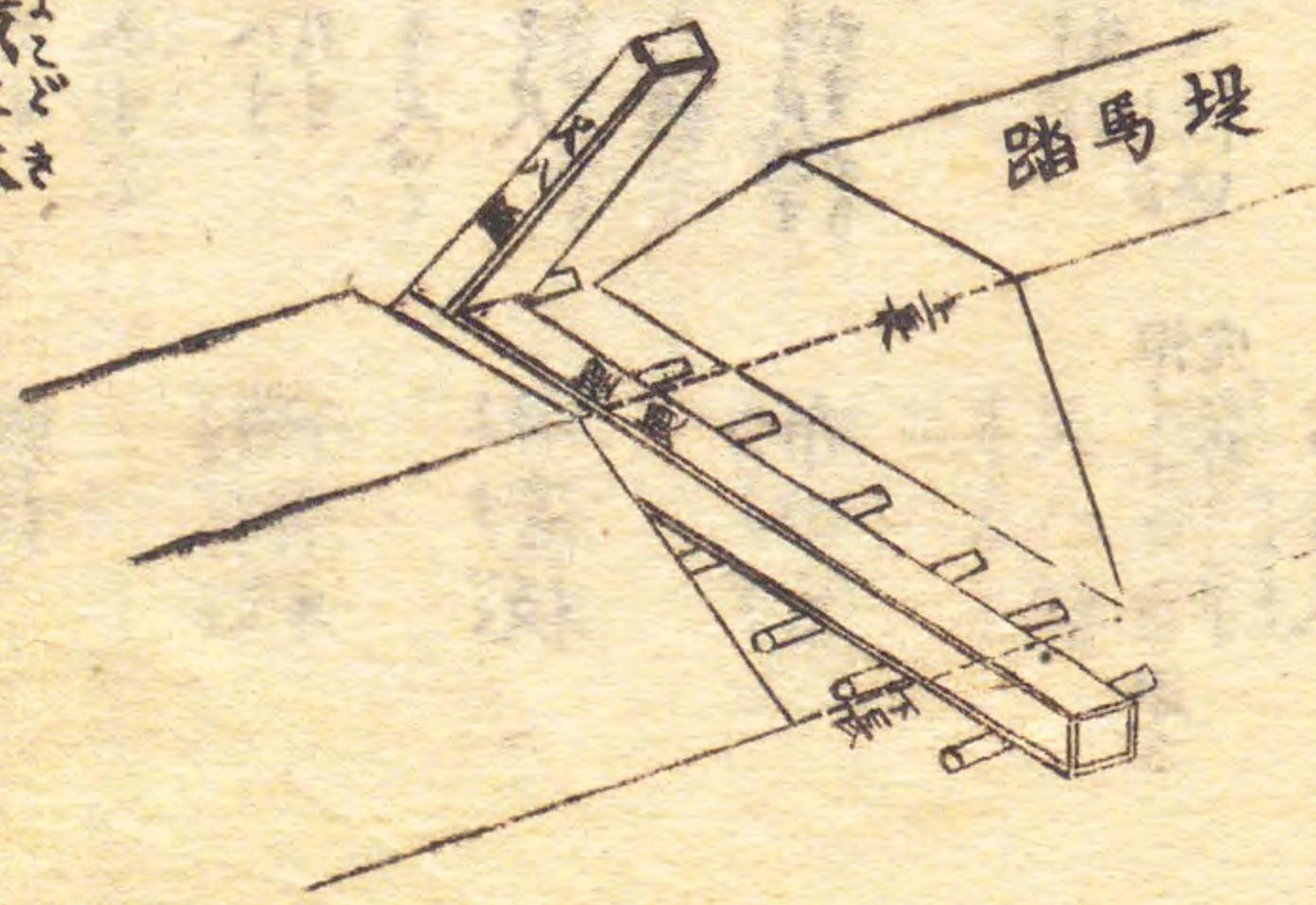
壹坪六合六勺七戈尺八掘扱坪

右入用

松木六木

長三尺八寸

横土木



尺ノ六分三厘 同板三枚 長キ大寺 厚貳寸 敷板

尺ノ六分八厘 是ハ布板三ツ 継分但一継分五寸ツ

同板六枚 長キ大寺 厚貳寸 両側板

尺ノ六分 是ハ片側三枚ツ 兩側分継分五寸ツ

同板貳拾四枚 長キ大寺 厚貳寸 甲蓋板

尺ノ五分三厘 是ハ長五間の内四間分間小大枚ツ

同板壹枚 長五尺貳寸 厚貳寸 布甲蓋

尺ノ五分 是ハ池の方甲蓋 挿へ仕込

同板四枚 長キ大寺 厚貳寸 尺八板

是ハ差込板八寸ありて埋挿へ仕込

同木壹本 長五尺 厚貳寸 但一水宛五寸厚 穴の徑一寸 右栓木

是ハ五ツ伐

松木貳本 長三間 鳥井柱

是ハ貳本立

同木壹本 長六尺 厚八寸 笠木

同木貳本 長三間 厚七寸 兩側拵木

是ハ貳通り分笠木へ仕込

同木貳本 長貳間半 扣木

是ハ鳥井柱兩扣木 帯入

同木貳本 長七尺 厚貳寸五分 加せ

是ハ三ツ伐六本ありてかせ 苗杭小打 但一拵木 貳ヶ所分

四寸皆折釘九拾壹本 但一拵木 小付 鉄目拾五本

此鉄目を貫三百六拾五匁

内

拾八木 敷板より土木（布但）土木（木）釘三本（布）六本（木）

貳拾四木 側板より敷板（縫）敷板（小釘）四本（布）六本（木）

四拾木 尺八板（板）釘拾本（布）四枚（木）

九木 尺八より兩側（布）釘各敷板（木）打釘

五寸皆折釘五拾八本

此鉄目を貫四百五拾目

但一木小付
鉄目貳拾五匁

内

四拾八木 甲蓋（板）敷小釘（木）貳本（布）拾四枚（木）

拾木 布甲蓋（板）敷へ打釘

鉄目合貳貫八百拾五匁

大工拾五人

是ハ板を坪小三人懸四坪九合七勺三戈分

人足貳拾人

是ハ大工手傳鳥井柱震込一式仕立

右埋樋伏所

平均長三間（横）三間（横）

此埋土貳拾貳坪五合

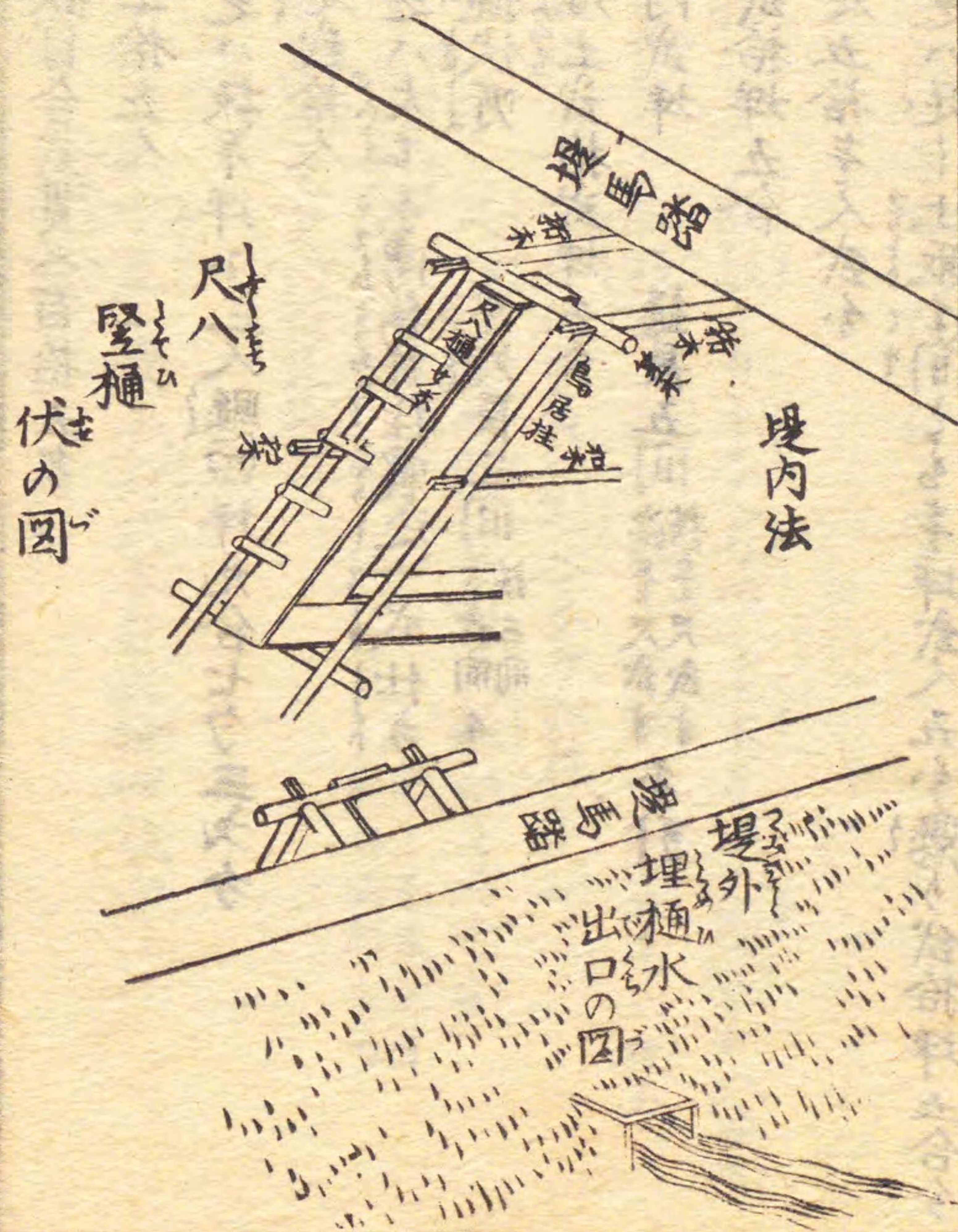
内貳坪 樋長五間（横）尺貳寸（深）引

残貳拾坪五合

人足五拾人貳分

是ハ足一土取（間）ともを坪貳人五分懸り貳拾坪五合分

右八尺ハ伏仕上
の埋立の圖



都て大坂通大橋ハ板を坪不付大工四人懸り手傳人足三人
 懸り小通小板橋ハ板を坪不付大工三人手傳人足二人懸り
 の積り尤通堀埋橋掛人足ハ別段あり

改正地方大成

卷之三

W323.8
A37
1(2)

改正地方大成卷之三終

改正地方大成

卷之三

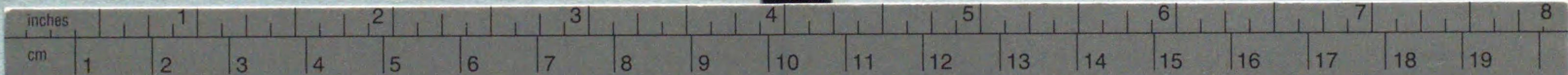
最高裁判所図書館



000126714



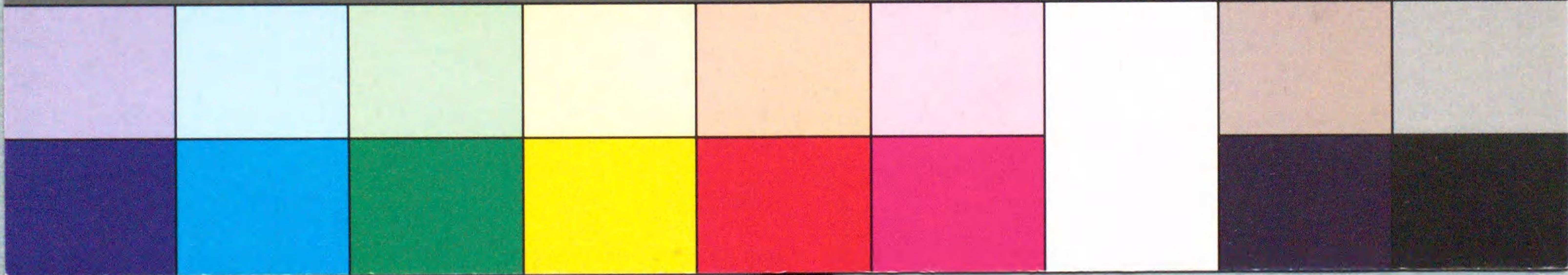
8



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

